

競争事業者間の事業提携に対する反トラスト法の 現代的潮流

——スポーツ・リーグに対する反トラスト法の適用を中心として——

田 村 次 朗

はじめに

I NCAA事件

1 事業提携と競争法

2 NCAA事件の概要

3 連邦最高裁の判断

4 本判決の現代的意義

II プロフェッショナル・スポーツと反トラスト法

1 プロフェッショナル・スポーツに対する反トラスト

法の適用

2 単一事業体の法理の新展開

III 考 察

1 「合理の原則」と「当然違法の原則」

2 簡略化された合理の原則

3 事業提携に対する反トラスト法の分析手法

IV 結 語

はじめに

独占禁止法の母法である米国反トラスト法では、問題となる行為の性質が、共同行為か単独行為かを決定することが最も重要となる。その上で、共同行為と判断された場合、当該行為を当然違法の原則に基づいてシャーマン法一条に抵触するか否かを判断するか、それとも合理の原則に基づいて判断すべきかを考えることになる。

共同行為に対して合理の原則、あるいは簡略化された合理の原則が適用される場面において、どのような考慮がなされるのかについては、米国においても十分確立した判断が存在しているわけではない。特に、共同事業として運営することが不可避であるような団体の行為や、戦略的な事業提携の場合、団体や事業の性質を考慮する必要がある。その場合、どのような考慮がなされ、それが反競争的効果との関係でどのように分析されるべきなのか、といった問題を明らかにすることは、日本の独占禁止法における共同行為を分析する上でも有益である。

本稿では、スポーツ団体に対する反トラスト法事件を比較参照し、その問題を明らかにする。それは、米国において、最近、プロフュッショナル・スポーツであるNFL (National Football League) のブランド管理を巡る問題について、連邦最高裁の判断が下され、事業提携における事業の性質をどのように考慮すべきかが改めて注目されているからである。本稿では、約三〇年前に起きたNCAA (National Collegiate Athletic Association: 全米大学体育協会) 事件を解析し、その上で、最近の事例であるAmerican Needle 事件⁽¹⁾を検討する。その上で、両判決の間に現れた様々な事件や学説を参照しながら、裁判所はプロフュッショナル・スポーツのような団体の性質をどのように考慮してシャーマン法一条を適用しているのか、その背景にある法論理を浮かび上がらせることを試みる。

I NCAA 事件

1 事業提携と競争法

スポーツ・リーグは、複数のチームによって編成されるのが通例である。そして、複数のチームは、リーグ全体の繁栄という点では共通の利益を有しながらも、個々のチーム同士は競争関係にある。NCAAは、大学間のスポーツ競技を所管するという意味でアマチュア・スポーツを取り扱っているとはいえ、それぞれの大学はスポーツ競技で知名度を上げ、その結果として優秀な学生や寄付金の獲得といった大学経営面における競争が行われている関係にある。このように、NCAAのような事業提携の場合は、共通の利益を有するとともに、個々の構成員の利益や競争関係が併存して成立している。このような特殊性を競争法上、どのように評価するのか、この点が正面から争われたのがNCAA事件であり、この事件において顕在化した問題意識は、その後の事業提携に対する競争法上の評価の議論の中で、様々な形で問題となってきた。そこで、本稿では、まずこのNCAA事件⁽²⁾の概要とその判決の内容を検証し、その問題意識の本質的要素を簡単にまとめていくこととする。

2 NCAA 事件の概要

NCAAは、大学間のスポーツ競技における競技規則、アマチュアリズムの基準、学力要件、リクルートの規制および奨学金の要件等について決定する機関である。NCAAは、一九〇五年に設立され、米国では最も権威のあるアマチュア・スポーツ競技団体である。

ところで、大学フットボールは、一九三〇年代後半からテレビで中継されるようになった。ただし、当初は協会による規制はなく、各大学は自由にテレビ契約を結ぶことができた。しかし一九五一年にNCAAは、テレビ

が球場の観客動員に悪影響を与えることを懸念して、NCAA テレビ委員会を設置し、そこでテレビプランを策定した。このプランによると、一地域では週に一試合しかテレビ放送は認めず、各校のテレビ出場は二回までとされた。またテレビ放映権の収入は試合を行うチーム（二校）だけでなく、NCAA を含めた三者間で分配されることになっていた。その後二五年間、このプランは、毎年、NCAA 所属メンバーの承認を得た後、実際にテレビ局との交渉に使用された。そのため、テレビ局との契約期間は、一年から二年に限定されていた。

その後、一九七七年には、NCAA は毎回メンバーの承認を得るという方針をやめて、「交渉の基本原則」を策定し、この承認を得た場合には、その後はその基本原則に従ってプランを策定し、交渉を行う形式に変更した。NCAA 事件で問題となったのは、この変更後の一九八一年に設定されたプランであり、そこでは、一九八二—八五年のシーズンについての取り決めがなされていた。

このプランの目的は、フットボールの試合のテレビ中継による球場の観客動員に対する悪影響を可能な限り減らし、テレビ出場の機会をできる限り多くの大学に与え、しかも大学の教育機関としてのイメージを正しく反映させることを目指すとされていた。このプランで定められた期間中、NCAA メンバーは同プランに拘束されることになる。

このプランにおいては、二つのテレビ局 ABC (American Broadcasting Company) と CBS (Columbia Broadcasting System) との交渉ならびに契約締結の権限が NCAA テレビ委員会に付与され、その結果、一四試合の放映権がテレビ局に与えられることになった。四年間の契約を通じて一億三二七五万ドルが支払われることになったが、各校に対する報酬はテレビ局と各校の間で話し合われることになっていた。⁽⁴⁾ また、このプランでは、「出場回数要件」と「出場回数制限」が設定され、出場回数要件では、最低八二のメンバー校すべてが出場すること、出場回数制限では、メンバー校はテレビに合計六回以上、しかも全国ネットで四回以上出場することはで

きず、かつ二つのテレビ局でその回数を等しく分けることが決められていた。

これに対して、NCAAに所属しながらもテレビ放映権について不満を持っていた複数のフットボール有力校は、CFA (College Football Association: 大学フットボール協会)⁽⁵⁾を組織し、三大ネットワークテレビの一つであるNBC (National Broadcasting Company) と別個の契約を締結することとした。これに対して、NCAAは、規則違反による制裁措置を加え、その制裁の範囲はフットボール以外の競技にも及ぶとした。これを不服とした原告のオクラホマ大学とジョージア大学がNCAAを相手どり訴訟を提起したのが本件である。訴えの内容は、NCAAのプランが価格設定と生産量の制限、かつ違法なボイコットを構成し、シャーマン法一条違反になるというものであった。⁽⁶⁾

3 連邦最高裁の判断⁽⁷⁾

連邦最高裁は、本件について次のような判断枠組を提示した。

まず、NCAAのこのプランを、テレビ局に対するテレビ放映権の価格や内容についてNCAAメンバーが自由に競争することができる状況を制限する水平的な制限であると判断した。そして、NCAAのプランは、テレビ放送可能な試合数を制限していることから、生産量を制限する不合理な取引の制限と評価できるのではないか、⁽⁸⁾また、放映権料についても、テレビ局と大学との間の価格競争を排除し、水平的な価格設定を構成し、不合理な取引の制限と評価しうるのではないか、⁽⁹⁾といった点に焦点を合わせて検討している。

米国反トラスト法では、生産量制限や水平的な価格協定 (price fixing) は、裁判所の経験則上、反競争的である蓋然性が極めて高く、当該行為の存在を立証すれば、シャーマン法一条違反となる。これを「当然違法の原則」と呼び、本件はこのカテゴリーに属すると判断されている。実は、音楽著作権の集中管理が問題となった

BMI 事件においても、⁽¹⁰⁾「その慣行が、表面上、常にあるいはほとんどの場合に競争を制限し、生産量を削減する傾向がある」場合に当然違法の原則が適用されるとし、⁽¹¹⁾この場合は、市場画定に加えて、当該行為が競争に与える影響についての具体的な立証は不要であると判断されている。

その意味では、本件は、この段階でシャーマン法一条違反と判断されることになるはずである。しかし、最高裁は、本件に対して当然違法の原則を適用するのは適切ではないと判断した。⁽¹²⁾ただし、それは、大学フットボールが商品として公に提供されるためには、競争に対する水平的な制限が重要となるという理由によるものであり、⁽¹³⁾NCAA のテレビプランのような取引に関する司法の経験不足を理由とするものではないし、NCAA が非営利法人組織であることから大学のアマチュア・スポーツの保護育成という NCAA の歴史的役割に配慮してのものであるとされている。

最高裁の判断によれば、NCAA は大学フットボールという特徴を維持し、NCAA なしには提供できない大学フットボールというブランド商品を提供している。その行為は消費者（また選手にとって）の選択肢を増やしている⁽¹⁴⁾ので、競争促進的である。しかし、その上で最高裁は、NCAA による放映数（生産量）の制限は、テレビ放映権料（価格）を上昇させる効果があり、全ゲームのテレビ放映権の価格を設定することによって、⁽¹⁵⁾NCAA のテレビプランは視聴者の需要に基づかない価格構造を形成することになるとし、このプランが価格と生産量を現実に制限していると判断した。

最高裁は、「合理の原則」に基づいて、NCAA の主張を考慮する。すなわち、NCAA が市場支配力を有する⁽¹⁶⁾か否かについては、市場支配力の証拠がないことが価格または生産量の制限を正当化するものではないこと、および大学フットボールのテレビ放映は広告業者にとって固有の魅力を持つものであり、競争者が視聴者を引きつける類似の番組を提供することはできないことから、市場支配力を認めたのである。⁽¹⁷⁾そして、NCAA は共同事

業として大学フットボールという商品の販売を代行していたのではなく制限付きの中で個別に取引されていたこと、NCAAのテレビプランは大学フットボール放映権の競争力を促進するような競争促進的な効率性を生み出してはいいこと、NCAAのテレビプランがなくても大学フットボールを同じように効果的に売り出すことはできたであろうと判示した。⁽¹⁸⁾

さらに、NCAAのテレビプランが試合の観客動員を保護しているかについては、試合が行われている時間帯もテレビ放送されていたとし、NCAAがテレビ放映権という産出量制限によりチケットの販売を保護するという発想それ自体がシャーマン法の基本政策に反するとしている。⁽¹⁹⁾ また、NCAAのテレビプランによってチーム間の競争上のバランス維持が図られているか否かについては、NCAAの他の制限によってすでに十分その目的は達成されていると判示した。⁽²⁰⁾

以上の理由により、NCAAのテレビプランはシャーマン法一条違反であると結論づけたのが本件である。⁽²¹⁾

4 本判決の現代的意義

本件は、アマチュア・スポーツの保護育成も含めた様々な利益を、いかに当然違法の原則と合理の原則のバランスの中で評価するかという問題を正面から取り扱った事件である。⁽²²⁾ 本件の下級審（地裁、控訴裁）⁽²³⁾ が当然違法のアプローチとともに合理の原則のアプローチも行い、どちらに基づいても違法という結論を出したことから、最高裁は、この問題について、一定の判断枠組を提示する必要性に迫られたのである。本判決は、BNI事件以後、当然違法の原則のカテゴリーに属するような行為類型において、正当化事由をどのように評価するかという問題に対して、当然違法の原則と合理の原則の中間と位置づけられる、第三の分析枠組である「簡略化された合理の原則」⁽²⁴⁾ を提唱したものと評価されている。⁽²⁵⁾

最高裁は、当然違法の原則の範疇に属する行為類型であることが立証された場合、「簡潔に目を向けた」⁽²⁶⁾時に原則として正当であり、満足以証明される可能性を持つているような正当化事由を主張することができれば、被告側は略式判決を免れることが可能となるという考え方に依拠し、NCAAのテレビプランの正当性を評価することになった。ただし、通常の合理の原則ほど厳密な分析を行っているわけではない。すなわち、競争制限を打ち消し得る利益が認められない場合には、通常通り、シャーマン法一条が適用されるという考え方を採用している。⁽²⁷⁾

この考え方は、その後、California Dental 事件において、簡略化された合理の原則の定義の中で、より明確化された。歯科医師会の広告制限が問題となった California Dental 事件⁽²⁸⁾では、簡略化された合理の原則について「基礎的な経済学の素養がある者が、問題となっている協定が顧客と市場に反競争的影響をもたらすだろうと結論づける」⁽²⁹⁾ことができる程度の分析枠組であると定義づけ、その上で、当然違法の原則と合理の原則は、二分法ではなく、事案に応じた分析が行われるべきものと判示した。このようにNCAA事件の示した簡略化された合理の原則の発想は、合理の原則の分析手法の精緻化と事案に即した分析の重要性へと導く契機となったと評価できる。

ただし、今日においても、後述のように、合理の原則においてどのような考慮要素を検討すべきか、あるいは事業の性質に関する分析をどのように行すべきかなどについては、いまだ議論がまとまっているとはいえない。特に最近では、プロフェッショナル・スポーツに関する反トラスト法の適用の中で、この議論はさらに錯綜しつつあるように見える。

そこで次に、プロフェッショナル・スポーツに対する反トラスト法の適用について最新の事例である American Needle 事件に至るまで起きた事例を簡単に概観する。

Ⅱ プロフェッショナル・スポーツと反トラスト法

1 プロフェッショナル・スポーツに対する反トラスト法の適用

米国では、プロフェッショナル・スポーツは、エンタテインメントの重要な一部門である。またNFLやNBA (National Basketball Association) 及び MLB (Major League Baseball) など、ほとんどのプロフェッショナル・スポーツは複数の独立した球団が集まって事業運営を行う。したがって、試合数の調整や開催場所の選定、ペナントレースの争い方など、リーグによる統一的な管理が必要となる。⁽³⁰⁾

このようにスポーツ・リーグは、ジョイント・ベンチャーとしての性質を有することになる。そして、チーム数の制限のような参入制限、選手のプライスカップ制度やドラフト制度あるいはフリーエージェント制度のようないリーグ内部の制限の中には、潜在的に競争への影響が懸念されるものが含まれている。例えば、日本では、プロ野球選手の肖像権（パブリシティ権）管理を巡る球団と選手会との訴訟事件において、プロ野球統一契約書一六条が独占禁止法一九条に違反するかどうか問題となった事件がある。⁽³¹⁾

米国では、The Sports Broadcasting 法⁽³²⁾によって、NFLのテレビ放映権のプールについては、反トラスト法の適用が除外されている。⁽³²⁾しかし、多くのスポーツ競技団体には、反トラスト法が適用されており、その点において他の事業分野と大きな相違はない。特に、米国のプロフェッショナル・スポーツは、巨額の利益を生み出すビジネスであり、関連商品の販売など多くの付随的なビジネスが存在している。したがって、リーグに参加するチームのオーナーをはじめ、フランチャイズとなる自治体そして関連商品を販売する企業やテレビ局などの利害関係者は、反トラスト法がプロフェッショナル・スポーツに対してどのように適用されるのかについて日本以上

に高い関心を持っている。

米国におけるプロフェッショナル・スポーツ・リーグ内部の制限に対する反トラスト法の適用については、これまで多くの議論がなされてきた。例えば、NASL (North American Soccer League) 事件⁽³³⁾では、チームの所有権の獲得に関する内部制限をシャーマン法一条違反であると判断した。裁判所は、単一の事業体であり、その内部的制限は各チームの共同行為として評価されるべきではない、という主張を退けている。リーグそれ自体を単一事業体として評価するというこの発想は、親子会社間の協定はシャーマン法一条違反の対象とはならないとした Copperweid 事件判決の単一事業者基準の法理 (Single Entity Doctrine) の適用を意味する⁽³⁴⁾。

他方、Raiders II 事件⁽³⁵⁾では、フットボール球団の移転の制限について、裁判所は、付随的制限の法理を利用し、リーグ内部の制限について、より制限的ではない手段が存在するか否かを検討すると判断した。

同様の判断枠組を使用した事件として、球団の所有権を株式のように細分化して売買することを禁じた Sullivan 事件⁽³⁶⁾がある。しかし、プロフェッショナル・スポーツの特性、特に事業提携の必要性和その内部的制限、あるいはリーグとしての共同行為に対する反トラスト法の適用については、統一的な判断基準が示されているわけではない。

2 単一事業体の法理の新展開

NFL の関連ビジネスに対する制限が問題となった American Needle 事件⁽³⁷⁾では、これまで親子会社関係に対して適用されてきた単一事業者基準を、プロフェッショナル・スポーツ・リーグ全般に拡大適用すべきかが問題となった。NFL は、ブランドの統一管理を行うとして、NFL Properties を設立し、ロイヤリティ収入の集中的管理を行っていた。しかし、チームロゴの使用許諾は非独占的なものであったため、多くの事業者が NFL 関連

グッズを製造・販売していた。ところが二〇一〇年に、NFL Propertiesは排他的独占使用権を認めるという方針転換を行い、入札の結果、Reebokがその権利を獲得した。これに伴い、ライセンスを得ることができなくなったAmerican Needleが提訴したのが本件である。

本件の実質的な争点は、NFLの各チームおよびNFL PropertiesそしてReebokは共謀して独占的ライセンス契約を締結し、American Needleらを排除したといえるか否か、すなわち、シャーマン法一条の共謀の有無である。連邦地方裁判所は、NFLとNFLのチームは知的財産権に関しては統一的な運用を行っており、単一事業体と見なすべきであると判示し、連邦控訴裁判所もまた、連邦地裁判決を支持した。⁽³⁸⁾ 控訴審では、NFLは、レギュラーシーズンの運営、スパーポウルに向けてのプレイオフの開催を行うためには不可欠な存在であることや、ブランドの統一管理においては単一の経済主体 (single source of economic power) と認められることから、本件行為はシャーマン法一条に違反しないと判示した。

この判断に対して、連邦最高裁は裁量上訴を認め、NFLによるライセンス制限は、各チームの共同行為であってシャーマン法一条の適用対象となると判断した。その上で、合理の原則に基づいて、当該共同行為が競争に与える影響について精査すべきとして原判決を破棄、差し戻した。

連邦最高裁は、単一事業体の法理の適用に際しては、法人格といった形式的な問題ではなく、反競争的行為が疑われている行為に具体的に当事者がどのように関与したのかという機能的な考慮に基づいて判断を下すとした上で、各チームは実質的に異なるオーナーに所有され、独立し、ファンの獲得や、入場料収入そして、コーチや選手の獲得について競争関係にあるとともに、知的財産権のロイヤリティ獲得においても競争関係にあると判断した。このように各チームが個々に利益最大化を目指す余地がある以上、NFL Properties という器 (vehicle) を通じて、三二チームが共同してライセンスを行っているとみることができる。したがって、これは、単一事業

体の利益増進を目的としたものではないとした上で、本件にシャーマン法一条が適用されることを認め、その上で、当然違法の適用は不適切であり、柔軟な合理の原則に基づいて判断されるべきであると判示した。

本判決は、プロフェッショナル・スポーツを共同行為とみるか、リーグそれ自体を単独事業体とみるかという問題について、初めて本格的な判断を示したものととして注目される。結論は比較的常識的なものだったといえるが、本判決の意義は大きい。

まず、本判決によって、スポーツ・リーグにおいて、実質的には各チームが独立して存在し、その利害が異なっていると認められる場合、当該リーグの行為について単一事業体の法理が適用されて正当化される余地はほぼ封じられたといえる。これは、NBAの放映権の制限に関する長期にわたる係争の最終判断である Chicago Professional Sports 事件⁽³⁹⁾において、プロフェッショナル・スポーツに対する単一事業体の法理の適用に積極的な姿勢を見せたことを間接的に否定するものである。

また、本判決は Dagler 事件判決を踏襲し、事業提携遂行の上で中核事業 (core activity) といえるかどうかという判断基準に基づいている。これは、同判決が述べるとおり、付随的制限の法理とは異なる。しかし、事業提携において、この中核事業か否かを判断するのは難しいという批判もある⁽⁴⁰⁾。そして、ある意味では、本件は NCAA 事件の現代的展開とみることができる。それは、本件が単なるリーグ内部の制限にとどまらず、それによつて NCAA の場合は、テレビ放映権に関する市場、American Needle の場合は、関連グッズの市場といった形で提携を超えた影響を考慮するものだからである。このため、内部的制限の正当化事由は、外部への影響の中で評価することになる。しかし、単一事業体法理の無限定な拡大を行わなかったという点において American Needle 事件判決は意義があるといえ、プロフェッショナル・スポーツの性質が競争法の評価に際してどのように考慮されることになるのかという点は、依然として不透明なままということになる。

Ⅲ 考 察

1 「合理の原則」と「当然違法の原則」

以上の通り、NCAA事件とAmerican Needle事件の間に起きた事例を概観すると、当然違法の原則か、合理の原則か、といった二分法の大枠を維持しつつも、事件に即した実質的な判断をどのように行うかといった点については、着実な進展が見られているといえる。

過去に遡れば、一八九八年のAddyston Pipe事件⁽⁴¹⁾において、提携の目的に付随するような制限は正当化されるとする「付随的制限の法理」が適用された。その後、より精緻な分析を行うべきとして、Chicago Board of Trade事件⁽⁴²⁾では、連邦最高裁は「合理の原則」を採用した。合理の原則とは、訴追された行為の性質、影響そして目的を総合的に分析し評価するといふもので、複雑多様化する企業活動について、裁判所がより慎重な判断を示そうという意欲の表れである。

しかし、この合理の原則は、逆に多くの混乱を生み出すことになった。結果的に、反トラスト法違反を立証する原告側の負担が増し、次第に、反トラスト法の運用に影を落とすようになった。これを受けて、Soccony-Vacuum事件⁽⁴³⁾およびTrenton Pottery事件⁽⁴⁴⁾において「当然違法の原則」が採用された。これは、価格カルテル、談合といった露骨な(naked)反競争的效果が経験則上明白である事案には、適切な分析手法であったといえる。しかし米国では、その簡便さ故に、再販売価格維持行為などの垂直制限や販売地域制限といった非価格制限にまでもこの原則が拡大適用されるようになり、事業活動に負の影響を与えるという批判が強まっていった。

当然違法の原則の拡大に対する懸念は、BMI (Broadcast Music, Inc.) 事件において具体的な形で修正が試みら

れることになる。本件は、音楽著作権管理団体である BMI が提供する包括ライセンス (blanket license) 契約が、シャーマン法一条に違反する価格協定 (Price Fixing) に該当するか否かが問題となった事件である。BMI が多数の作曲家の音楽著作権を集中管理し、それをラジオやテレビ局に対して包括的にライセンスすることによって、テレビ局などが個別に作曲家から使用許諾を獲得する必要がなくなり、交渉コストが大きく削減される。一方、作曲家も自らの楽曲の音楽著作権使用料を確実に獲得できるというメリットがある。しかしその反面、包括ライセンスは共同行為とみることもできる。

本件について、連邦最高裁は、包括ライセンスは、露骨な競争制限 (naked restraints) ではなく、音楽著作権のライセンス事業が統合されることを通じて、著作権の違法な利用に対する監視と対抗措置を講じるためのものであること、著作権利用者は、膨大な楽曲のライセンスを個別に得るために必要となる莫大な交渉費用 (取引費用) を削減し、迅速かつ正当な手段で包括ライセンスを受けるという便益があること、そして、音楽著作権管理団体は、通常のライセンスとは異なる新しいサービスを提供していること、さらに、個々の音楽著作権者である作曲家は、BMI に音楽著作権の管理を委託していたとしても、テレビ局と個別に交渉してライセンス契約を締結することも許されていることから、当然違法の原則を適用すべきではないと判断した。

しかし、本件の包括ライセンスのような新しい商品を生み出す事業提携であれば常に正当化されるか、というところではない。NCAA 事件は、このような問題について、反トラスト法実務はどのようにアプローチすべきかを判断した事件であるといえる。

2 簡略化された合理の原則

NCAA 事件では、「簡略化された合理の原則」というアプローチの中で、実際どのような検討を行うかについ

て詳細な基準や考慮要素を明示してはいない。これは個別具体的に検討されることになる。ただし、審査すべき要素の大枠はおおむね示されているといえる。

まず、重要となるのは、生産量の制限である。⁽⁴⁵⁾しかし、何が生産量を構成するのかという問題は、必ずしも容易に判断できるものではない。本件の場合は、テレビ放映に関する一定の制約を課したNCAAプランが、生産量を削減したと解釈されている。⁽⁴⁶⁾

しかし、本判決におけるホワイイト判事の反対意見⁽⁴⁷⁾を見ると、以上のような判断が正しいのか疑問に思われる。判事は以下のように述べる。まず、NCAAは単にフットボールという狭い市場に属しているのではなく、より広い娯楽市場に属しているし、他の娯楽との競争で考えると市場価格以上の価格をテレビ局からNCAAが勝ち取ることはできない状況にあるので市場支配力はなく、生産量の測定は、視聴者の合計によって決定されるべきである。その意味では、NCAAのテレビプランは大学フットボールにおける視聴者を増やしたとも評価できるのであるから、生産量の増加が認められるというものである。

このホワイイト判事の反対意見については批判も多い。しかし、エンタテインメント市場や、それ以外の様々な市場に応用する際には、生産量⁽⁴⁸⁾という概念のとらえ方について、慎重に検討すべきであることは言うまでもない。次に、市場支配力についてだが、簡略化された合理の原則は、市場支配力を立証する必要はないという判断がなされることが多いといわれる。これは、簡略化された合理の軸足は、あくまでも当然違法の原則に依拠していると評価できるかもしれない。ただし、伸縮性のある合理の原則を採用する際、当然違法の原則を用い⁽⁴⁹⁾ない以上、市場支配力について検討すべき事例もあるだろう。

さらに、正当な目的⁽⁴⁹⁾の評価の問題である。NCAA事件の場合は、テレビプランによる制限が観客動員を保護しているという主張がそれである。しかし、最高裁は原則として不合理であるとした。なぜなら視聴者がテレビ

で見る試合数を制限することによって球場の観客動員の増加を達成しているということは、顧客は球場に行くことよりもテレビで見ることを一般に望んでいることを暗に示しており、これは、より優れた商品の生産量を制限していると評価できるのでから反競争的である、というのが最高裁のロジックである。

このほか、BMI 事件と同様、テレビプランによって新商品を形成していたかという問題や、チーム間の競争のバランス確保と行った内容は目的の正当性は認めつつも、その目的を達成するために必要な手段として適切であったとはいえないとしている。この目的達成の手段として必要か否かという判断は、簡略化された合理の原則の適用場面ではよく見られる手法である。しかし、この評価も個別具体的に見ると難しい問題が多い。このように、簡略化された合理の原則といっても、その中で検討される考慮要素の取り上げ方次第では、分析にはかなりの幅があるといえるのである。

3 事業提携に対する反トラスト法の分析手法

米国では、事業提携内部の制限は、歯科医師会など資格者団体内部の自主規制の問題としても議論されることが多い。例えば、California Dental 事件では、歯科医師会による広告規制の中で、割引広告の方法の規制や診療内容に関する制限が含まれていたため、それが価格協定に該当するか否かが争われた。本件について、連邦最高裁は、知的専門職の提供するサービスにおける情報の非対称性に着目して、医師と患者相互間に情報の不均衡が存在する市場では、虚偽または詐欺的 (deceptive) な広告を回避するための自主規制には一定の合理性が認められると判断し、より詳細な審理が尽くされるべきとして差し戻した。

実は、この判決を有名にしているのは、歯科医師会についての広告規制に対する判断だけではなく、この判決が、従来から判例によって確立されてきた当然違法の原則、合理の原則そして簡略化された合理の原則という枠

組を固定的なものと考えずに、事案に即した分析が行われるべきだと提唱した点にある。この判決を受けて、訴追当局である司法省反トラスト局と連邦取引委員会（FTC）は、事業提携に対する訴追基準という形で、より柔軟な分析手法を検討し、二〇〇〇年四月に「競争事業者間における事業提携ガイドライン（Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors、以下「事業提携ガイドライン」⁽⁵⁰⁾）を公表した。

事業提携ガイドラインでは、競争事業者間における「経済活動を営む二又はそれ以上の競争者からなる一又は複数の協定であって合併を除外したもの、および、当該協定に基づいて行われる経済活動」⁽⁵¹⁾に対して適用される。事業提携ガイドラインの特徴は、合併分析を参考にして合理の原則の判断枠組を整理した点にある。すなわち、合理の原則に基づく考慮要因として、①協定の性質・目的、②市場の画定（市場力評価）、③提携参加者同士の競争への影響、④新規参入分析、⑤競争促進的利益、を挙げて、これらの諸要素を総合した評価を下すという構造である。

事業提携は、企業間の協調として合併会社などを設立する場合が多いので、合併類似の分析は有効である。また、これまで別個に議論されることが多かった合併分析とシャーマン法一条に関する共同行為規制の共通性を喚起するものとしても興味深い。

事業提携ガイドライン以後、いくつかの事件の中で、合理の原則の伸縮性が検討されることになった。PolyGram 事件⁽⁵²⁾では、三大テノールによるコンサートCDの新製品のマーケティングのために、PolyGramとWarner Communications Inc.がそれまで販売していた三大テノールのコンサートCD販売を自粛しようとしたことが問題となった。裁判所は、PolyGram側の主張を退け、このモラトリウム条項は本質的に疑わしい条項であるので詳細な市場分析は不要であること、また被審人（被控訴人）側に競争促進効果の立証が必要となることを認めている。その上で、本件モラトリウム条項は、各社の販売するCDに関するものであり、これは事業提携

と合理的な関係性はないと判断している。

PolyGram 事件では、二社による事業提携契約の内容に含まれていない CD の販売制限を行うことを問題視している。ところが、販売自粛の対象となったのは、新規に発売する CD と同じアーティストであるという意味では、事業提携と全く無関係というわけではない。しかし、新規に発売する CD の販売促進キャンペーンに併せて旧作を安く販売することで利益を得る「フリーライダー」の防止という PolyGram 側の主張は、事業提携の効率性に合理的に関連しないと判断された。これは、付随的制限の法理が適用されたものといえる。

次に、Dagher 事件⁽⁵³⁾では、合弁会社内部の意思決定が単一の事業体の決定として正当化されるのか、それとも親会社同士の「偽装されたカルテル」として違法となるのかが問題となった。本件では、石油メジャーの Texaco と Shell によって設立された合弁会社である Equilon が、Texaco ブランドと Shell ブランドで販売するガソリン価格を同一に設定したことが価格協定に該当するか否かが問題となった。

本件について、連邦最高裁は、当然違法の原則を適用した第九巡回控訴裁判所の判断を覆し、合弁事業としての Equilon が自社製品の価格をどのように設定したとしても、それは通常の企業内部の意思決定であり、Equilon が単一の事業体 (a single entity) としてその価格を決めているものと評価したのである。したがって、連邦最高裁は、Equilon の行為に対して共同行為や事業提携に対する分析を用いる必要がないと判示した。Equilon は一つの事業体であり、事業提携内部の合意という議論とは無関係だということである。

Dagher 事件とは異なり、American Needle 事件では、独立した事業体による事業提携においても、全部ではなく部分的にでも単一事業体の法理が適用されるか否かが問題となったが、裁判所は同法理の拡張を認めなかった。この結論自体は妥当なものといえるが、逆に、事業提携を共同行為と見なした場合、今度は、その共同行為について、正当性をどのように評価するか、すなわち American Needle 事件の場合は、ブランドの集中管理と

排他的ライセンス許諾の正当性をNFLの事業全体の中でどのように評価するのか、という難問に直面することになる。そして、この難問を解決する際、同様にスポーツ・リーグの制限を取り上げたNCAA事件の判断枠組が再び注目されることになる。このようにNCAA事件は、再び、合理の原則の精緻化という動きの中で、再び重要な事件として検討すべき価値を生み出したのである。

IV 結 語

California Dental 事件を契機として、合理の原則の精緻化への試みが進み、事業提携ガイドラインやその後の判決においても、その精緻化は進展しつつあるように思われる。しかし、すでに見てきたように American Needle 事件の最高裁判決は、単一事業体の法理の適用の可否という比較的常識的な論点の中の常識的な判断であったことから、事業提携の性質を考慮しつつ、その反競争的效果と競争促進効果を考慮するという難事件特有の論点設定について、決定的な判断枠組を提示したわけではない。

反トラスト法、特に、合理の原則は、本質的に裁判所の裁量を広く認めていることから、きわめて機械的な定式化は不可能であるとはいえ、少なくとも、法的に予見可能なまでの定型化、類型化への試みは必要であり、またその認識は一般的に共有されている。ただし、この問題は、米国の訴訟手続きの流れの中で、一体的に理解していく必要がある⁽⁵⁴⁾。

本稿は、簡略化された合理の原則というフレームワークを提示したNCAA事件を、スポーツ・リーグという性質から再度注目し、American Needle 事件について別な角度からの分析を試みた。少なくとも、プロフェッショナル・スポーツという事業の特殊性についての分析において、米国でもそれほど大きな進展があるとはいえ

ない。むしろ、この American Needle 事件は、NCAA 事件が提起した問題意識が未解決の問題であることを示しているともいえる。今後、むしろ、別稿にこの問題を検討することとしたい。⁽⁵⁵⁾

- (1) *American Needle v. National Football Leagues*, 560 U.S. ____ (2010).
- (2) *National Collegiate Athletic Assn. v. Board of Regents of Univ. of Okla.*, 468 U.S. 85, 104 S. Ct. 2948 (1984).
- (3) National Collegiate Athletic Association, 1982-85 NCAA Television Plan, Article 1 (1982).
- (4) Leepson, "New Era in TV Sports", 9 1984 CONG. Q. EDITORIAL RESEARCH REPS 662 (1984).
- (5) Syracuse University Football Program, "CFA-What It Is... Why It Came About... How It Operates", Sept. 22, 1984, at 60.
- (6) 原告は NCAA の制裁措置に対する緊急停止命令は得たものの、多くの CFA のメンバーが、NCAA の強硬姿勢に屈する形で実際の契約には至らなかった。これで大学フットボールに関する各大学とテレビ局との窓口は、NCAA しか存在しない状態が継続するようになった。
- (7) *Board of Regents v. NCAA*, 546 F. Supp. 1276, 1283-8.
- (8) *NCAA supra note 2* at 2959.
- (9) *Id* at 2959-60.
- (10) *Broadcast Music, Inc. v. CBS*, 441 U.S. 1 (1979).
- (11) *NCAA supra note 2* at 2960.
- (12) *Id* at 2961.
- (13) *Ibid*.
- (14) *NCAA supra note 2* at 2662.
- (15) *Id* at 2965.
- (16) *Id* at 2966.
- (17) *Id* at 2967-71.

- (18) もしテレビプランが競争促進的な効率性を生み出しているとすれば、プランは生産量（放映数）を増やし、テレビ放送の価格を引き下げたはずであるとしている。また、NCAAが市場に参入するためには、魅力的なパッケージ販売が必要であるという主張も、大学フットボールは固有の商品であり、存在しない競争者に対して集团的行動をとる必要性はないとして斥けた。これはテレビプランが、販売されるテレビ放映権を削減している事実から示されるとする。NCAA *supra* note 2 at 2968.
- (19) *Id* at 2968-69.
- (20) *Id* at 2970.
- (21) *Id* at 2971.
- (22) Greenspan, "College Football's Biggest Fumble: The Economic Impact of the Supreme Court's Decision in National Collegiate Athletic Association v. Board of Regents of the University of Oklahoma", *The Antitrust Bulletin*/Spring 1988 at 1; 1981 NCAA Football Television Briefing Book 1 (1981) 参照。事実関係は主として *Board of Regents v. NCAA*, 546 F. Supp. 1276, 1283-8°.
- (23) *Board of Regents v. NCAA*, 707 F. 2d 1147, 1157-60 (10th Cir. 1983).
- (24) 田村次朗「反トラスト法における当然違法と合理の原則の関係について—アリーダー教授の見解を中心に—」法学研究六二巻一二号二五—頁（一九八九年）および、同「連邦最高裁判例に見る米国反トラスト法の当然違法と合理の原則の関係」慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集五三九頁（一九九〇年）参照。
- (25) *See example Philip Areeda*, "The Rule Of Reason—A Catechism on Competition", 55 *Antitrust Law Journal*, 571-589 (1986).
- (26) *See Philip Areeda*, "The Rule of Reason in the Antitrust Analysis: General Issue" (Federal Judicial Center, 1981) at 27.
- (27) ただし、NCAA事件の多数意見はテレビ放映権の放映回数制限を問題視するものの、その反面、放映回数制限によって大学フットボールの人気を高めることにより、より多くの視聴者を獲得する可能性があるという側面がある。この点を多数意見は看過している。

- (28) *California Dental Ass'n. v. F. T. C.*, 526 U.S. 756 (1999).
- (29) *Id.* at 770.
- (30) プロフェッショナル・スポーツと競争法に関する全般的な関係については、佐久間正哉「プロフェッショナル・スポーツに対する米国反トラスト法・E.U.競争法の適用について(上)」公正取引(二〇〇五) 四六頁参照。
- (31) 知財高判平成二〇年二月二五日(平成一八(ホ)一〇〇七二)。
- (32) メジャーリーグの場合は、興行それ自体が州際通商に該当しないとした *Federal Baseball Club v. National League of Professional Baseball Clubs*, 259 U.S. 200 (1922) および、選手の移籍制限の適用除外を認める *Toolson v. New York Yankees Inc.*, 346 U.S. 356 (1953) 及び *Flood v. Kuhn*, 407 U.S. 258 (1972) がある。メジャーリーグに対する適用除外への批判は強し。See example Gilmore, Harvey, "Major League Baseball and the Antitrust Rules: Where Are We Now?", University of Denver Sports & Entertainment Law Journal 6 (2009): 3-30, available at: http://works.bepress.com/harvey_gilmore/5 (last visited 2009/12/30).
- (33) *National Football League v. North American Soccer League*, 670 F. 2d. 1249 (2d Cir. 1982), cert denied, 459 U.S. 1074 (1982).
- (34) *Copperweld Corp. v. Independence Tube Corp.*, 467 U.S. 752, 768 (1984).
- (35) *Los Angeles Memorial Coliseum v. NFL*, 726 F. 2d 1381 (9th Cir. 1984) (Raiders II).
- (36) *Sullivan v. NFL*, 34 F. 3d 1091 (1st Cir. 1994).
- (37) 本件については、隅田浩司「競争事業者間の提携に対する競争法の適用—プロフェッショナル・スポーツ・リーグと「単一事業体の法理」を題材として」多国籍企業研究第三号六一頁(二〇一〇)を参照。また、白石忠志・中野雄介編「判例米国・E.U.競争法」(商事法務'二〇一〇)一四頁【青柳良則執筆】を参照。
- (38) *American Needle v. National Football Leagues*, 538 F. 3d 736 (7th Cir. 2008).
- (39) *Chicago Professional Sports Ltd. Pshp. v. NBA*, 95 F. 3d 593, 1996 U.S. App. LEXIS 23942, 1996-2 Trade Cas. (CCH) P71554 (7th Cir. III. 1996).
- (40) Alan Devlin, Michael "Jacobs, Joint-Venture Analysis After American Needle", Journal of Competition Law

- and Economics, available at 3http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1734521
- (41) *U.S. v. Addyston Pipe & Steel Co.*, 85 F. 271, 280 (CA6 1898), aff'd, 175 U.S. 211 (1899).
- (42) *Board of Trade of City of Chicago v. U.S.*, 246 U.S. 231, 238 (1918).
- (43) *U.S. v. Soccony-Vacuum Oil Co.*, 310 U.S. 150 (1940); *U.S. v. Sealy Inc.*, 388 U.S. 350 (1967).
- (44) *U.S. v. Topco Associates Inc.*, 405 U.S. 596 (1972).
- (45) *NCAA supra* note 2 at 2959-60.
- (46) *Id* at 2960.
- (47) *Id* at 2971-79.
- (48) *Id* at 2965-67.
- (49) *Id* at 2967-71.
- (50) United States Department of Justice and Federal Trade Commission, Antitrust Guidelines For Collaborations Among Competitors, 64 Fed Reg 54483 (1999), available at <http://www.ftc.gov/os/2000/04/index.htm#7> (hereinafter Collaboration GLs).
- (51) *Id* at 2.
- (52) *PolyGram Holdings, Inc. v. FTC*, 416 F. 3d 29 (D.C. Cir. 2005), なお本件については、隅田浩司「事業提携における競争回避型合意に対する反トラスト法上の評価について——Polygram 事件の批判的検討」(法学政治学論究六四号三五頁(二〇〇五)) 参照。
- (53) *Texaco Inc. v. Dagher*, 126 S. Ct. 1276 (2006). 本件については、隅田浩司「事業提携に対する競争法上の評価について」(大宮ローレビュー(大宮法科大学院大学) 第三号六二頁(二〇〇七)) を参照。
- (54) 隅田浩司「競争事業者間における事業提携に関する反トラスト法の分析手法——反競争的效果の立証を中心として」(法学政治学論究五六号八九頁) 一〇八頁(二〇〇三) 参照。
- (55) 本稿の執筆に当たって、有識者の方々から貴重なコメントを頂いた。特に、東京富士大学准教授の隅田浩司先生には、有益なご意見を多く頂戴した。心より感謝申し上げます。